供給設備（バルク供給を除く）の技術上の基準

（１トン未満の容器）

液石法施行規則第１８条を適用

|  |
| --- |
| １号 容器（貯蔵能力が千kg未満）  　イ　充てん容器等（内容積が２０㍑以上のもの）には、当該容器を置く位置から  ２ｍ以内にある火気をさえぎる措置を講じ、屋外に置くこと　　　　　　適・否  　ロ　充てん容器等（スカート含む）には、湿気、水滴等による腐食を防止する  措置を講ずること 　　 適・否  　ハ　充てん容器等は、常に温度四十度以下に保つこと。 　　 適・否  ニ　充てん容器等（内容積が５㍑以下のものを除く）には、転落、転倒  等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置を講ずること  　　 適・否  ２号 容器（貯蔵能力が千kg以上、三千kg未満） 　　 該当なし  ３号 貯槽（貯蔵能力が千kg未満） 　　 該当なし  ４号 貯蔵設備、気化装置及び調整器は最大消費数量のガスを供給しうるもの  　　 　　　 適・否  ５号 バルブ、集合装置、供給管及びガス栓は、腐しょく、割れ等の欠陥がないもの  適・否  ６号 バルブ、集合装置、供給管には、腐しょくを防止する措置 　 　 適・否  ７号 バルブ、集合装置及び供給管の材料は適切なものであること　 適・否  ８号　集合装置及び供給管の耐圧試験  　イ　容器と調整器の間の管 　　　　　　 適・否  　ロ　調整器とガスメータの間の管 　　 　適・否  ハ　二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器の間の管 　　　 適・否  ９号　調整器とガスメータの間の供給管の気密試験 　 適・否  １０号　バルブ、集合装置、気化装置及び供給管の漏えい試験 　 　適・否  １１号　調整器とガスメータの間の供給管その他の設備は、燃焼器入口  　の圧力保持範囲 　 　　 　適・否  １２号　建物の自重及び土圧による損傷防止措置 　 　 適・否  １３号　供給管は、不同沈下等のおそれのある場所又は建物の基礎面下  　には設置しないこと 　 　適・否  １４号　供給管を地盤面上に設置する場合において周辺に危害を及ぼす  　 　おそれのあるときの危険標識 　　 　有・無  １５号　供給管（貯蔵能力が千ｷﾛｸﾞﾗﾑ以上に限り、埋設しているものを  　 　除く）の長さを吸収する措置 　適・否  １６号　供給管（貯蔵能力が五百ｷﾛｸﾞﾗﾑ以上）内部の液化物を排除でき  　 　る措置　　　　　　　　　　　　　　　　　 　適・否  １７号　一つの供給設備により二以上の消費設備に供給する場合は、一般  　 　消費者等への液化石油ガスの供給を中断することなく充てん容器等の  交換を行う設備を設けること 　 　適・否  １８号　一つの供給設備により二以上の消費設備に供給する場合は、  　 　メータ入口側の供給管にガス栓 　 　適・否  １９号　気化装置  　　 イ　気化装置は腐しょく、割れ等の欠陥がないもの 　　 　　適・否  　 　ロ　耐圧試験 　　　　　　　 　 　適・否  　 　ハ　直火で加熱する構造のものでないこと 　 　 　 適・否  　 　ニ　ガス流出を防止する措置 　　　　　　　 　　　 　 　適・否  　 　ホ　温水により加熱する構造の装置の温水部の凍結防止措置 　 　適・否  ２０号　調整器  　　 イ　調整器は腐しょく、割れ、ねじのゆるみ等の欠陥がなく、  　 　　かつ、液化石油ガスに適合したもの 　　 　　 　適・否  　 　ロ　耐圧性能、気密性能 　　　　 　　 　 　 適・否  　 　ハ　調整圧力及び閉そく圧力 　　　　　　 　 　 適・否  ２１号　地下室等に係る供給管（貯蔵能力三百ｷﾛｸﾞﾗﾑ以上）の緊急遮断装置  　 　　　　　　 　 　有・無    ２２号　体積販売する場合の設置器具（「イ＋ハ」又は「ロ＋ハ」）  　イ　自動的にガスの供給を停止する機能を有するガスメータ 　 　有・無  　ロ　ガス漏れを検知したときに自動的にガス供給を停止 　 　有・無  　ハ　対震自動ガス遮断器 　 　有・無 |